

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様  
三 島 市 議 会 議 長 堀 江 和 雄 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 川 原 章 寛

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年度定期監査（第4号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

計画まちづくり部 都市計画課 住宅政策課 みどりと水のまちづくり課  
三島駅周辺整備推進課 企業立地推進課

2 監査の期間

令和7年1月22日から令和7年2月7日まで

3 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料に基づき審査するとともに事情聴取を行った。

監査に当たっては、三島市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかを主な着眼点として監査を実施した。

4 監査の範囲

令和6年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査した。

5 監査結果

監査を実施した範囲については、関係法令等に準拠しており、適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 共通事項

【指摘事項】

【意見・要望】

令和6年度定期監査全日程終了後に、別途報告する。

(2) 個別事項

ア 都市計画課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】 不適切盛土について

沢地の不適切盛土は、行為者による改善が困難な状況であることにより、県と連携して経過観察を継続することとしているが、近年の集中豪雨等の激甚化を踏まえ、盛土の変状が予見される場合には、速やかに対応できるよう、臨時的な観察体制を構築する等の安全対策を講じることを検討されたい。

イ 住宅政策課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

(ア) 補助金事務のあり方について

補助事業で取得した財産は、三島市補助金等交付規則第14条の規定により、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。補助金を活用して取得された不動産とその附属物については、交付決定の際に当該財産処分の制限に関する条件を付す、あるいは、要綱やマニュアル等において当該条件を明確に規定する等の対応を検討されたい。

(イ) 移住定住促進について

三島ぐらし住宅支援事業においては、令和5年度より官民連携のもと移住・定住促進に向けた施策を展開している。それぞれの強みを生かした効果的な移住・定住施策が期待できる一方で、地域の課題は多様であり、状況に応じた適正な対応策を講じることが求められることから、事業の成果目標を明確にするとともに有効性について検証されたい。

ウ みどりと水のまちづくり課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

(7) 花飾り等維持管理業務委託について

業務委託については、民法上の委任又は請負に該当するものであり、いずれの場合も相手方に事務の処理や仕事の完成を委ねるものである。市と相手側の被用者との間に指揮命令関係がある場合は、その業務は派遣または労働者供給事業により行うものとなることから、厚生労働省のガイドライン等に基づき適正な運用となるよう検討されたい。

(1) 三島市公園施設長寿命化計画について

人件費等の高騰から公園管理に係る費用は増加傾向にあり、限られた予算の中で、適切な維持管理に努めているものの、十分な対応が難しい状況にある。現状をよく把握した上で目標となる管理水準を設定し、市民協働の下、メリハリのあるストックマネジメントに努められたい。

エ 三島駅周辺整備推進課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

(7) 三島駅南口東街区再開発事業の事業執行について

三島駅南口東街区開発事業は、民間事業者主導のプロジェクトであり、市の関与が制限されている状況下で、事業の進捗状況に柔軟に対応するため、財源を翌年度に繰り越す等の対策を講じていることは認識している。

しかしながら、計画された事業完了期日までに時間的な余裕があるとは言い難く、予期せぬ事態が生じた際には事業遅延が懸念される。

本事業は市の将来に大きな影響を与える極めて重要なプロジェクトである。事業者との協力を強化し、綿密な連携を構築しつつ、遅滞なく、効率的な事業執行の推進に努められたい。

(1) 国庫補助金等の確保について

国・県の補助金は三島駅南口東街区再開発事業成立に不可欠な財源である。補助金制度や予算動向の変化に迅速に対応するため、国・県との連携を強化するとともに、状況の変化が生じた際は、本事業への影響を最小限に抑えるため、柔軟かつ戦略的な取り組みに努められたい。

オ 企業立地推進課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

(ア) 補助金の要綱改定について

サテライトオフィス等進出事業費補助金は、企業の定着・発展による真の効果が現れるまで数年かかる一方、現行の補助金交付要綱では、交付のみを目的とした企業を選別し、地域定着を促す効果は不十分と言わざるを得ない。目標達成状況や事業効果の確認方法を再検証し、本市での事業継続を促すよう要綱を改定することで、本事業の適正な運用を図られたい。

(イ) 財務諸表等の活用について

サテライトオフィス等進出事業費補助金の交付決定にあたり、企業の収支予算書・財務諸表等の提出は求めているものの、企業訪問や電話でのヒアリングによる実態把握のみとなり、経営分析は実施していないとのことである。企業の財務状況をより詳細に把握し、リスクを最小限に抑えるため、財務諸表を活用した経営分析を検討されたい。